

公開質問状

2008（平成20）年4月2日

仙台市長 梅原克彦 殿

〒980-0021 仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階

質問者 仙台市民オンブズマン

代表 十河 弘

電話 022-227-9900

県警捜査報償費非開示処分取消訴訟の仙台地裁平成20年3月31日判決（以下「仙台地裁判決」と言います。）に関して貴職が平成20年4月1日にした下記発言に対し、以下の点を公開質問いたしますので、同年4月11日までに書面にてご回答願います。

記

（仙台市長発言）

昨日の仙台地方裁判所の判決については、判決文を詳細に読んでいないので報道ベースの情報しかありませんが、判決では捜査協力者の住所・氏名の開示を命じています。これでは情報を提供する側の意志を萎縮させることとなります。

こうした捜査情報への対価である報償費は、その後の事件への備えとして、捜査協力者を警察につなぎとめておくという意味合いが非常に大きいものです。協力者の中には自分の名前が発覚すると、それこそ命を狙われる、命に関わるようなケースもあります。

市民生活の安全・安心を守っていく立場にある自治体の首長として、今回の判決は非常に問題が多いと思います。現在、宮城県警で判決を分析されており、まずは県警のご判断だと思いますが、ぜひ上級審でこの判決を覆していただきたいと思います。

（以上、仙台市のホームページより抜粋）

(公開質問)

- 1 前記発言内容は貴職が発言したもので間違いありませんか。
- 2 既に報道されておりますとおり、仙台地裁判決は平成11年度の刑事部及び交通部の捜査報償費の支出のほとんど全てが架空支出であることを認定しております。つまり、支払精算書（県警捜査員が作成）には、そこに記載されてある捜査協力者に対して真実支払をしていないのに支払ったという虚偽の内容が記載されているということになります。かかる事実認定を前提にしても、平成11年度の捜査報償費にかかる支払精算書に記載されている捜査協力者の住所・氏名を開示することより、当該「捜査協力者」の意志を萎縮させることになるというのは、いかなる理由に基づくのか、具体的に明らかにしてください。
- 3 仮に平成11年度の捜査報償費の支出が架空ではないとお考えであれば、その具体的な根拠をお答えください。また、貴職がどのような調査をして架空支出ではないとお考えになったのかもお答えください。
- 4 仙台地裁判決は、2年余にわたる慎重審理を経て（もちろん、その間、県警側の主張立証の機会は十二分に保障されてきました）、詳細な事実認定を行っております。なお、その間、宮城県情報公開審査会も開示の答申を出しております。
行政組織の長である貴職が、当事者でもない訴訟に関して、「判決文を詳細に読んでいない」にもかかわらず、上記仙台地裁判決を「非常に問題が多い」と評することは司法を愚弄するものと考えます。そこで、貴職はどのように考えておられるのか、三権分立制度を踏まえて明確にお答えください。
- 5 前記各問題に鑑み、貴職の前記発言は直ちに撤回されるべきものと考えますが、発言撤回のお考えがあるか、お答えください。

以上